

部会の設置について (バイオマス産業都市構想検討部会)

1 バイオマス産業都市構想について（裏面参照）

「バイオマス産業都市」とは、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指すものであり、国では、関係府省（※）が共同で約100地区を選定し、連携して支援することとしている。

一方、本市では、昨年12月に策定した「京都市エネルギー政策推進のための戦略」（以下「エネルギー戦略」という。）に再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大を掲げており、特に、バイオマスエネルギーの利用については、本市の都市特性を活かし、豊富な森林資源や都市部で発生する廃棄物などの徹底的な活用を図ることとしている。

そのため、国の「バイオマス産業都市」への選定を目指し、「エネルギー戦略」のリーディングプロジェクトに掲げる「バイオマス産業都市構想」（以下「構想」という。）の策定に取り組む。

※ 関係府省：内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

2 設置目的

構想の策定に向け、学識経験者や関係者等の意見を広く聴取し、専門的な見地から御検討いただくため、環境審議会規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき、環境審議会の部会として「バイオマス産業都市構想検討部会」（以下「部会」という。）を設置する。

3 構成

(1) 委員定数

国との協議を踏まえ、7名程度を予定している。

(2) 部会の委員

規則第3条第2項に基づき、エネルギー、ファイナンス、廃棄物系バイオマス及び木質バイオマスに係る分野から学識経験者及び実務者に参画いただくとともに、市民生活の観点から審議をいただくために、環境保全団体等からも参画いただく予定をしている。

(3) 部会長

規則第3条第3項に基づき設置し、規則第3条第4項に基づき御指名いただく。

4 設置時期

本日の環境審議会において承認をいただいた後、速やかに設置する。

5 今後のスケジュール（予定）

平成26年9月以降 部会を4回程度開催し、構想案の取りまとめ

平成27年1月以降 国の「バイオマス産業都市構想」の募集に応募

<参考>京都市環境審議会規則（抄）

第3条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 会長が指名する委員

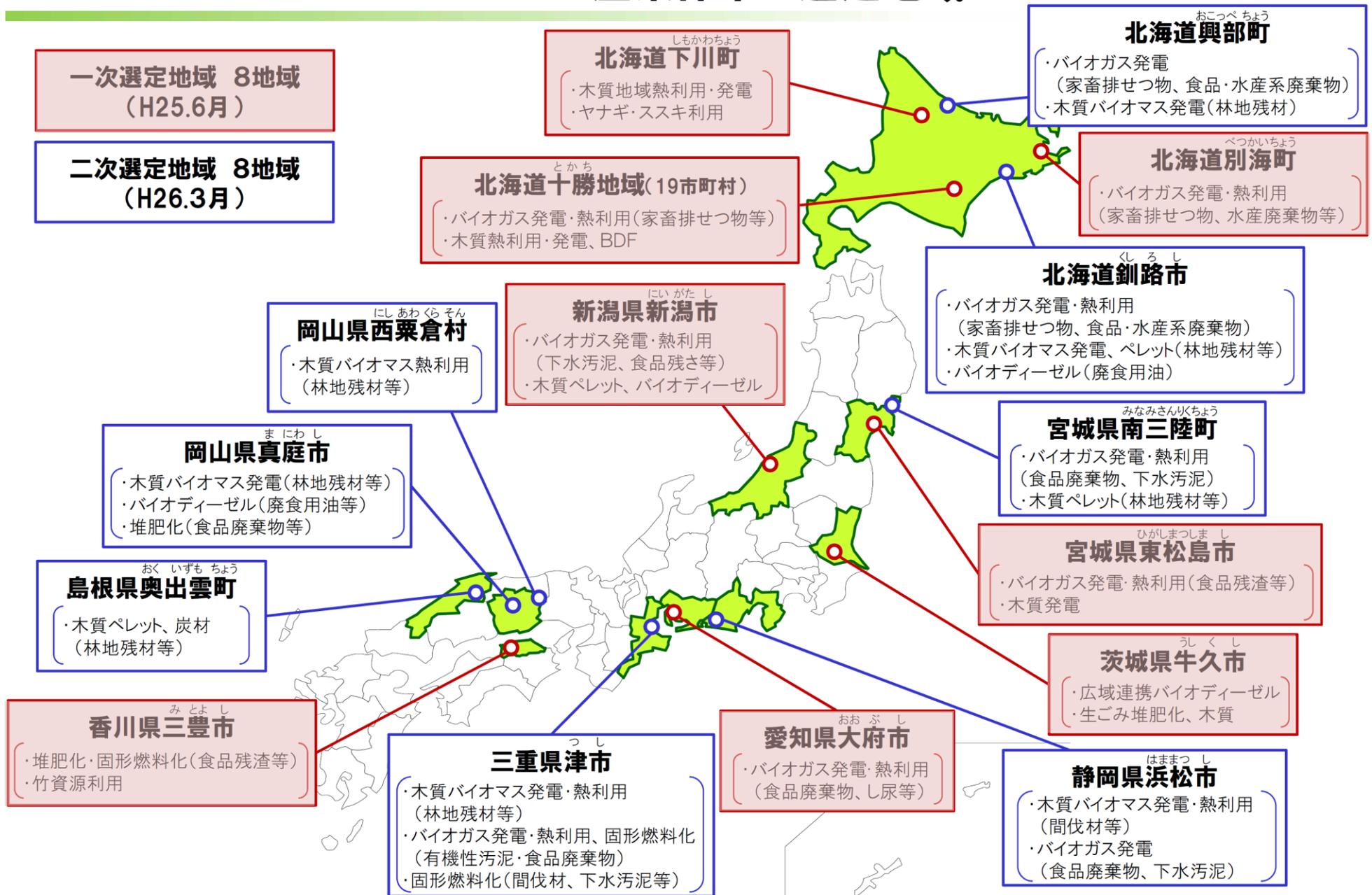
(2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

バイオマス産業都市の選定地域 (平成26年8月末現在)



(農林水産省の資料を基に本市作成)